

事業報告書

令和5年4月28日

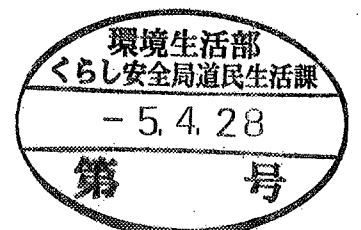
北海道知事 鈴木 直道 様

札幌市中央区北2条西7丁目
公益財団法人北海道女性協会
理事長 笹谷 春美
電話 011-251-6329

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第9条の規定により、
次のとおり令和4年度事業報告書を提出します。

記

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| 1 公の施設の名称 | 北海道立女性プラザ |
| 2 管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況に関する事項 | 別紙1及び別紙2 |
| 3 使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項 | 該当なし |
| 4 管理に係る経費の収支状況に関する事項 | 別紙3 |
| 5 管理の目標の達成状況に関する事項 | 別紙4 |



2-1 管理に係る業務の実施状況

(1) 施設の管理運営業務

項目	内容	実施状況
① 利用提供業務		
ア 利用者への接遇	・案内、各種受付、利用承認、利用指導等適切かつ丁寧な対応を行うこと。	・受付カウンターで来館者にすぐ対応できるよう、必要人員を配置し、適切かつ丁寧な対応に努めている。 ・障がいをお持ちの方には総合受付と連携して適切な介助を心掛けるとともに、受付にはルーペを備え置き、掲示物については高齢者にも判読しやすい文字の大きさとするなど、適切かつ丁寧な対応に努めた。
イ 苦情・要望への対応	・利用者からの施設管理に関する苦情・要望への対応に迅速かつ適切に対応し、施設の管理運営の向上に努めること。	・情報提供フロアに「ご意見箱」を設置するなどして、利用者の方の意見（苦情、要望等）の把握に努めており、また、意見への対応に関して内部規程を整備・公表するとともに、職員の理解を深めるように配慮するなど、適切に対処している。
ウ 平等利用の確保	・住民の平等利用を確保することができるよう、特定の団体や個人に有利又は不利になる運営は行わないこと。	・平等利用の確保について、女性プラザ管理運営基本方針に基づき、適切に対処した。
エ 基本方針の策定	・施設の設置目的を実現するため、管理運営の基本方針を策定すること。	・女性プラザ管理運営基本方針を定めて、職員に十分に理解させるとともに館内に掲示するなど、的確に対処した。
オ 人員の配置	・業務遂行に必要な人員の配置を行うこと。	・人員の配置は、業務遂行に必要な人員を計画的に配置した。館長（非常勤職員）1名、副館長（常勤職員）1名、常勤職員4名、非常勤嘱託2名
カ 責任者の配置	・適切な管理運営を行うため、責任者を配置すること。	・非常勤職員の館長のもとに、常勤の常務理事（事務局長）を副館長に置き、総括責任者として配置している。
キ 組織体制の整備	・業務遂行にあたって組織体制を整備すること。	・業務遂行にあたって、業務分担、指揮命令系統、緊急時の連絡系統を定め、文書で整備するとともに、職員に明示して円滑な業務遂行に努めた。
ク 職員の能力の育成等	・業務に支障が生じないように職員に対して業務上必要な訓練、研修等を実施すること。また、職員の技術・能力の向上のため計画的に訓練、研修等を実施すること	・職員教育訓練計画を作成し、この計画に基づいて、業務執行に必要な能力の育成等を行うとともに、研修等に参加した。
ケ 労働関係法律の遵守、雇用環境の維持向上	・労働関係法律を遵守すること。 ・職員が意欲をもって職務に取り組めるよう雇用環境の維持向上に努めること。	・労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法等労働関係法律を遵守するために、就業規則その他必要な規程を整備し、監督官庁に必要な届出を行うとともに、安全衛生管理やコミュニケーションの方法など労働環境の向上に努めた。
コ 職員による業務の見直し方法の明確化	・職員による業務の見直しを行う方法を明確化し、定期的に見直しを行うこと。	・職員による業務の見直し方法について、毎年度当初、事務分掌の策定時に職員に明示して理解を深めるように努め、的確に対処した。
サ 環境への配慮	・業務の遂行に当たり、省エネルギーの徹底及び二酸化炭素等温室効果ガスの排出の抑制に努めるとともに、廃棄物の発生の抑制及び適正な処理を図ること	・環境配慮行動指針を定め、職員の理解を深めることに配慮するとともに、廃棄物処理等に的確に対処した。

項目	内容	実施状況
	と。	
シ 産消協働の趣旨の尊重	・業務の遂行に当たり、産消協働の趣旨を尊重すること。	・産消協働に関する指針を定めて、職員に十分に理解させるなど、的確に対処した。
ス 再委託	・業務の一部の処理を他に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、当該業務の内容、委託又は請負の期間等について北海道の承認を受けなければならない。	・該当なし
セ 暴力団員等の排除	・業務の遂行にあたり、暴力団員や暴力団関係事業者を契約の相手方としないこと。	・契約の相手方が暴力団員や暴力団関係事業者である疑いがあるときは、警察に照会するなどして、暴力団員等を契約の相手方としていない。
ソ 文書の管理及び保存	・業務の実施に関する記録・帳簿等文書を管理、保存すること。	・文書処理規程を定めて、指定管理業務の実施に関する記録・帳簿等文書を整備し、保管している。
タ 情報公開	・業務の遂行に当たり、自らが管理している文書等の公開に努め、文書の公開の申出があったときは申出に対して適切に対応すること。	・「情報公開手続に関する取扱い」を定め、公表するとともに、職員が十分に理解するよう配慮し、的確に対処した。
チ 個人情報の保護	・業務の遂行に当たり、個人情報の保護について内部規程を整備し、職員に周知・徹底すること。	・「個人情報保護手続に関する取扱い」を定め、公表するとともに、職員の周知・徹底し、的確に対処した。 ・個人情報の保護の実施状況について、規程に基づく必要な措置がなされているか、定期的に点検した。
② 利用促進業務		
ア 利用者等の意見を反映した運営	・施設の運営方法や事業の実施方法について、利用者の意見を聴くほか、学識経験者や男女平等参画の推進活動を行っている団体、他の男女平等参画関連施設の情報収集を行い、運営に反映させること。	・利用者の意見を聴くため、利用者満足度調査を実施した。 ・令和4年10月3日～令和5年1月31日 ・回収数：106件 ・女性プラザ運営協議会（委員7名）を開催し、意見交換を行った。 ・第1回：令和4年10月5日 ・第2回：令和5年3月8日
イ ボランティアの協力を得た運営	・ボランティアなど道民の協力を得て運営することが望ましいこと。	・イベント開催時にボランティアの協力を得て運営を行った。
ウ 広報活動	・施設の利用促進及び事業への参加促進のため、効率的かつ効果的な広報活動を行うこと。	・広報誌「えるのす」の発行をはじめ、メールマガジンの発信、ホームページやフェイスブックなどのSNSをとおして、事業案内や事業報告、図書の利用状況などに関する広報活動を行った。 ・道内市町村や男女平等参画推進活動団体をはじめ、施設内の道民活動センターや各種報道機関などに対し、幅広く、積極的かつ効率的な広報活動に努めた。 ・道立市民活動促進センター、道立生涯学習推進センターと連携・協力し、各施設の広報誌などにおいて、相互に情報発信を行うことにより、各施設の一層の周知や利用拡大を図った。また、女性プラザ祭にて「プラザぎやらりい」（施設紹介・活動紹介等）を開催した。

(2) 事業実施業務

項 目	内 容	実 施 状 況
① 情報収集・提供事業		
ア 情報収集・提供の方法	<p>・男女平等参画の理念について正しい理解や、男女平等参画に関わる諸問題についての理解を深めることができるよう、情報を収集し提供すること。</p>	<p>・情報収集は、国、他都府県、大学、研究機関等からの資料等、また、インターネットの関連サイトなど、多様な媒体を活用して行った。</p> <p>・情報提供は、女性プラザ祭などの機会にパネル展示を行ったほか、日常的に、交流フロアで、男女平等参画に関わるアニバーサリー関連の資料、他都府県の先進事例、図書などを図表等も交えて、利用者が読みやすく理解しやすい内容とするように努め、偏りや誤解を招く表現がないよう配慮し、多角的に行った。</p> <p>・情報提供は、道内市町村、男女平等参画の推進活動を行っている団体、道民活動センター等と連携・協力して行った。</p> <p>・女性プラザサポーターなど、地域の活動や地域間のネットワークづくりを行い、情報の相互交流を行った。</p> <p>＊女性プラザサポーター登録数：令和4年度末登録数39団体</p> <p>・図書等の選定において、女性の活躍推進、DV、セクハラ、ワークライフバランス、諸外国における男女平等参画の取組状況などを内容とするものであって、最新の情報を掲載したものの選定に努めるとともに、新着図書の紹介において、優先的に告知した。</p>
イ 図書等	<p>・男女平等参画の理念について正しい理解や、男女平等参画に関わる諸問題についての理解を深めることができるよう、図書等の情報を収集し、一般の利用に供すること。</p>	<p>・閲覧・貸出等について、女性プラザ利用規程を定めて公表し、職員が十分理解するように努め、的確に対処した。</p> <p>・図書等の選定にあたっては、女性プラザ図書選定基準に基づき、運営協議会委員の意見を聴いて購入した。</p> <p>・図書の購入は、四半期に分けて購入等した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年 6月：25冊 ・令和4年 9月：24冊 ・令和4年12月：50冊 ・令和5年 3月：25冊 <p>・蔵書点検の結果、現物確認できない図書を除籍した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月：2冊 <p>・図書の閲覧時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日：9時から21時まで、土曜日：9時から17時まで ・貸出時間 平日：9時から20時まで、土曜日：9時から17時まで <p>・図書の貸出期間：2週間、1人1回あたり5冊以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書貸出実績 421人、697冊 <p>・交流フロア内の図書紹介コーナーで、新着図書やアニバーサリー関連図書等を紹介した。</p>
ウ 情報誌	<p>・男女平等参画の理念について正しい理解や、男女平等参画に関わる諸問題についての理解を深めることができるよう、男女平等参画に関する情報誌を発行すること。</p>	<p>・女性プラザだより「えるのす」を発行し、市町村・団体等に配付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月・令和5年1月（各3,500部） ・ホームページに掲載 <p>・市町村や振興局、道内各男女平等参画センター、プラザサポーター等に対し、女性プラザで開催する講演会やイベント、各種相談事業、講師派遣事業などの男女平等参画情報を掲載したメールマガジンを発行した：7回</p>
エ ホームページ	<p>・男女平等参画の理念について正しい理解や、男女平等参画に関わる諸問題についての理解を深めることができるようホームページにより情報発信を行うこと。</p>	<p>・ホームページ、フェイスブックによる的確かつ効果的な情報発信に努めた。</p>

項目	内容	実施状況																							
②調査研究事業																									
調査研究	<p>・社会的要請に即応した事業を展開するため、また、男女それぞれが置かれた状況を客観的に把握するため、男女平等参画に関する諸問題について調査研究を実施し、その成果を自らの事業に反映すること。</p>	<p>・道内の大学及び短期大学におけるキャンパス・セクシャル・ハラスメント対策の状況及び大学院における社会人入学者の女性割合について調査し、ホームページで公表した。</p> <p>・大学及び短期大学：48校</p> <p>・道内の男女平等参画関連施設の事業実施状況を調査し、ホームページで公表した。</p> <p>・6施設</p>																							
③ 研修会・講演会の主催及び開催援助事業																									
ア 主催事業	<p>・男女平等参画の理念について正しく理解し、男女平等参画に関わる諸問題についての理解を深めることができるような研修会・講演会等を主催すること。</p>	<p>・男女平等参画に関わる諸問題についての理解を深めることができるような研修会・講演会等を主催した。</p> <table border="1" data-bbox="724 696 1449 999"> <thead> <tr> <th colspan="2">講演会・講座等の名称</th> <th>日時・場所</th> <th>参加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">男女共同参画週間講演会</td> <td>6月28日</td> <td>52名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">女性ブラザ祭</td> <td>ワイワイセッション</td> <td>11月10日 大会議室</td> <td>52名</td> </tr> <tr> <td>講演会</td> <td>11月10日 大会議室</td> <td>74名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ケアメン講座</td> <td>3月4日 610・620会議室</td> <td>13名</td> </tr> </tbody> </table> <p>・男女平等参画に関する研修会・講演会等の開催を他団体と連携し、主催した。</p> <p>「性の健康教育講座からだの科学」：4回開催 計85名 (NPOピーチハウス)</p> <p>「こころストレッチ講座」：11回開催 計93名 (NPOピーチハウス)</p> <p>「産前♪産後♪のりきりセミナー2021」：6回開催 計110名 (札幌 feeling 子育ての会)</p> <p>「3施設連携事業「ブラザぎやらりい」」：34名 (北海道立市民活動促進センター、北海道立生涯学習推進センター)</p> <p>・参加者アンケートを行い、その結果を踏まえ、次の企画の内容の検討を行っている。</p>	講演会・講座等の名称		日時・場所	参加	男女共同参画週間講演会		6月28日	52名	女性ブラザ祭	ワイワイセッション	11月10日 大会議室	52名	講演会	11月10日 大会議室	74名	ケアメン講座		3月4日 610・620会議室	13名				
講演会・講座等の名称		日時・場所	参加																						
男女共同参画週間講演会		6月28日	52名																						
女性ブラザ祭	ワイワイセッション	11月10日 大会議室	52名																						
	講演会	11月10日 大会議室	74名																						
ケアメン講座		3月4日 610・620会議室	13名																						
イ 開催援助事業	<p>・市町村や男女平等参画の推進活動を行っている団体等が開催する、男女平等参画に関する研修会・講演会等を開催を援助すること。</p>	<p>・市町村等連携講座（あなたの街に女性ブラザ）を開催し、市町村等が主催する男女平等参画に関する講演会等の開催を支援した。</p> <table border="1" data-bbox="724 1480 1449 1733"> <thead> <tr> <th colspan="2">講演会・講座等の名称</th> <th>日時</th> <th>参加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市町村等連携講座</td> <td>倶知安町</td> <td>9月16日</td> <td>46名</td> </tr> <tr> <td>士別市</td> <td>10月1日</td> <td>38名</td> </tr> <tr> <td>美唄市</td> <td>10月22日</td> <td>31名</td> </tr> <tr> <td>帯広市</td> <td>11月17日</td> <td>24名</td> </tr> <tr> <td>釧路市</td> <td>12月9日</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>登別市</td> <td>12月10日</td> <td>59名</td> </tr> </tbody> </table> <p>・市町村や団体等が行う講演会等について、講師や資料（パネル等）の相談や貸出に対応した。</p> <p>・男女平等参画に関する研修会・講演会等の開催を支援した。</p> <p>「ドゥーラカフェさっぽろ」 主催：産後ドゥーラカフェさっぽろ</p> <p>「パパたちの井戸端会議」 主催：北海道シングルパパ支援ネットワーク「えぞ父子ネット」</p>	講演会・講座等の名称		日時	参加	市町村等連携講座	倶知安町	9月16日	46名	士別市	10月1日	38名	美唄市	10月22日	31名	帯広市	11月17日	24名	釧路市	12月9日	7名	登別市	12月10日	59名
講演会・講座等の名称		日時	参加																						
市町村等連携講座	倶知安町	9月16日	46名																						
	士別市	10月1日	38名																						
	美唄市	10月22日	31名																						
	帯広市	11月17日	24名																						
	釧路市	12月9日	7名																						
	登別市	12月10日	59名																						

項 目	内 容	実 施 状 況
④ 交流活動等促進事業		
ア 交流活動等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の行う男女平等参画に資する活動、女性の行う自主的な交流活動、文化活動及び健康づくり活動を援助し、その相互の交流、ネットワーク化を促進するため、交流フロアを提供すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流フロアは、感染症対策を実施したうえで、自由に立ち入り交流できる場となるよう開放するとともに、利用者への接遇対応について、職員の意識を高めることに配慮し、的確に対処した。
イ 情報制作の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が男女平等参画に関する情報を加工し、資料作成等の作業ができるため、情報制作室を提供すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が男女平等参画に関する情報を活用し、共有化するために、必要な情報制作ができるよう機器等を管理・提供するとともに、その操作方法などについて助言するなど、必要な援助を行った。
ウ ロッカー室	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用者のため、ロッカーを提供すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロッカーの利用は、女性プラザ利用規程に定めるとともに、利用方法を掲示して提供している。
エ 飲料等自動販売機の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・交流フロアの機能を高めるため、交流フロアに飲料、食品等物品の販売を行う等自動販売機（以下「飲料等自動販売機」という。）の設置しようとするときは北海道と協議すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料等自動販売機は、交流フロアの機能を高めるため、道が設置した。
⑤相談事業		
ア 相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に関する諸問題、男女平等参画についての問題について相談に応じるとともに、女性の活躍推進に係る総合相談支援窓口（女性の活躍支援センター）を運営すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業の実施にあたっては、「個人情報保護手続に関する取扱い」に基づき、相談者のプライバシーを守り、相談者の個人情報を厳重に管理した。 ・女性を対象とする相談については、相談者が相談しやすいように、女性の弁護士による「女性のための相談室」を行った。 （毎月第2・4水曜日、無料面接相談） （年24回、相談：49件） ・オンライン法律相談 令和4年10月19日開催、相談2件 ・女性の活躍支援センターに相談業務に精通した総合相談支援員を配置するとともに、専門資格を有する専門家相談員や各種の経験を有するメンターを登録し、各種相談に対応した（無料相談）。 <p>[開所時間] 月・火・木・金：10時～16時、水・土：10時～13時 [相談件数] 総合相談 293件（うちオンライン11件）、 専門相談0件、メンター相談0件</p>

(3) 施設、設備及び備品の維持管理に関する業務

項目	内容	実施状況
① 保守管理		
ア 施設、設備及び備品の管理	・ 利用者に供する施設、設備及び備品は常に利用しやすい状態に保つこと。	・ 利用者に供する施設、設備及び備品は、1日1回程度、動作や安全確認に関する確認を行った。
イ 供用物品の管理	・ 指定管理業務を遂行するために北海道から無償で供用された物品（以下「供用物品」という。）について適切に管理すること。	・ 供用物品について、北海道財務規則に基づき、善良な管理を行った。
② 安全衛生管理		
ア 施設の安全衛生の管理	・ 利用者が安全で快適に利用できるよう施設を保つこと。	・ 1日1回程度、照明器具の明るさや備品等の安全確認を行った。なお、夏季及び冬季期間、国及び道から要請を受け無理のない範囲で照明の一部消灯など節電を行った。
③ 事故処理		
ア 事故処理	・ 施設内において人身事故、施設の破損その他事故が発生し、又は不測の事態が生じた場合、迅速かつ合理的な対応を行うこと。 ・ 道と協力して当該事故等の原因を調査し、道に報告するとともに、当該事故等の再発を防止するため必要な措置を講ずること。	・ 施設内において人身事故や施設の破損その他の事故が発生し、又は不測の事態が生じた場合、迅速かつ合理的な対応を行えるよう、「事故処理対応方針」を定め、公表するとともに、職員に周知を徹底した（今年度は事故の該当なし。） ・ 万が一事故等が発生した場合に備えて、施設賠償責任保険に加入した。（対人1億円、対物1千万円）

(4) 管理の目標を達成するための方策の実施状況

項 目	実 施 状 況
① 図書及びDVDの充実に努めるとともに、利用しやすい環境を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営協議会委員からの推薦等をもとに、図書等の購入を行った。 ○ 図書、資料の整理を毎日行うとともに、新着図書等を交流フロアで紹介した。
② 情報制作室の案内利用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ホームページで情報制作室の案内を行うとともに、利用者に機器の利用方法などを説明、助言するなど、適切に対応した。
③ 交流フロアの多角的な活用を図り、交流や自主的な活動を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ミーティングスペースを有効に利活用する。 ・ 1面を1カ月前からの予約制他、利用の人数について柔軟に対応した。 ・ 延利用団体：117 団体 ・ 利用者数：566 人
④ 市町村や団体等の講演会等の開催を援助し、女性プラザの機能を地域にも展開する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村等連携講座（あなたの街に女性プラザ）を実施し、市町村等の男女平等参画に関する講演会の開催を支援した。（6 市町開催、計 205 名参加） ○ 地域における少人数の学習会等でも活用できるよう、男女共同参画週間講演会の内容をDVDに収録した。 ○ 男女平等参画に関する研修会・講演会等の開催を支援した。
⑤ 女性プラザの活動に関する理解を高めるため、積極的に広報活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性プラザだより「えるのす」を発行し、全道の市町村、団体、公共施設等に配布した。（2 回） ○ ホームページ、フェイスブックにより、実施事業等の周知を図った。 ○ メールマガジン化市町村等に発信した。（7 回） ○ 市民活動促進センター、生涯学習推進センターと連携し、相互に広報誌において他の施設の紹介や行事の案内を行ったほか、女性プラザ祭にて「プラザぎやらりい」（施設紹介・活動紹介等）を開催した。

(5) 目標達成状況に対する説明

達成目標の区分	業績指標	目 標	実 績	説 明
情報提供の拠点施設としての達成目標	女性プラザの利用者総数	17,801 人	5,686 人	感染症対策としてソーシャルディスタンスを確保するため、かでのる全体の利用制限が継続していたことに伴う情報提供フロアと交流フロア（ミーティングスペース含む）の利用可能人数の縮小などの影響により、目標を大きく下回る結果となった。
女性の自主的活動の拠点施設としての達成目標	交流フロアのミーティングスペース延利用団体数	435 団体	117 団体	
女性プラザとしての達成目標	利用満足度の向上（利用満足度調査での満足の回答割合）	85%	87.7%	目標を上回る評価となった。 ・満足：43.4% ・おおむね満足：44.3%

4 管理に係る経費の収支状況 (5年4月28日現在)

(単位：千円)

区	分	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			合計					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
収	道負担金	計画額	7,150	0	0	5,227	5,227	0	0	5,343	5,343	0	0	5,406	5,406	0	23,126		
	実績額	7,150	0	0	5,227	5,227	0	0	5,343	5,343	0	0	0	5,406	5,406	0	23,126		
入	計	計画額	7,150	0	0	5,227	5,227	0	0	5,343	5,343	0	0	5,406	5,406	0	23,126		
		実績額	7,150	0	0	5,227	5,227	0	0	5,343	5,343	0	0	5,406	5,406	0	23,126		
支	事業費	計画額	2,250	670	777	803	503	124	102	277	853	157	421	275	629	156	283	190	4,235
		実績額	598	107	288	203	860	408	215	237	887	346	204	337	557	134	212	211	2,902
	情報提供事業	計画額	698	275	204	219	88	10	10	68	188	10	10	168	137	24	55	58	1,111
		実績額	156	6	144	6	221	108	6	107	90	6	5	79	163	11	111	41	630
	交流・研究事業	計画額	577	25	277	275	132	42	20	70	369	48	311	10	118	40	38	40	1,196
		実績額	10	0	0	10	208	112	64	32	390	167	84	139	131	33	0	98	739
	調査研究事業	計画額	0	0	0	0	2	0	0	2	4	2	2	0	0	0	0	0	6
		実績額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	相談事業	計画額	230	110	61	59	156	52	52	52	156	52	52	52	156	52	52	52	698
		実績額	56	0	28	28	84	28	28	28	84	28	28	28	112	28	28	28	56
	プラザ管理	計画額	745	260	235	250	125	20	20	85	136	45	46	45	218	40	138	40	1,224
		実績額	376	101	116	159	347	160	117	70	323	145	87	91	151	62	73	16	1,197
管理費等	計画額	4,900	1,790	1,530	1,580	4,724	1,400	1,400	1,924	4,490	1,660	1,430	1,400	4,777	1,385	1,385	2,007	18,891	
	実績額	4,226	1,484	1,406	1,336	4,354	1,609	1,354	1,391	5,930	1,906	1,556	2,468	5,750	1,383	1,283	3,084	20,260	
職員給与・福利費等	計画額	4,400	1,640	1,380	1,380	4,140	1,380	1,380	1,380	4,400	1,640	1,380	1,380	4,140	1,380	1,380	1,380	17,080	
	実績額	4,130	1,473	1,336	1,321	4,342	1,605	1,354	1,383	5,016	1,895	1,556	1,565	5,079	1,383	1,281	2,415	18,567	
公租公課	計画額	0	0	0	0	524	0	0	524	0	0	0	0	547	0	0	547	1,071	
	実績額	0	0	0	0	0	0	0	0	903	0	0	903	148	0	0	148	1,051	
法人管理	計画額	500	150	150	200	60	20	20	20	90	20	50	20	90	5	5	80	740	
	実績額	96	11	70	15	12	4	0	8	11	11	0	0	523	0	2	521	642	
合 計	計画額	7,150	2,460	2,307	2,383	5,227	1,524	1,502	2,201	5,343	1,817	1,851	1,675	5,406	1,541	1,668	2,197	23,126	
	実績額	4,824	1,591	1,694	1,539	5,214	2,017	1,569	1,628	6,817	2,252	1,760	2,805	6,307	1,517	1,495	3,295	23,162	
収 支 差 額	計画額	-	4,690	2,383	0	-	3,703	2,201	0	-	3,526	1,675	0	-	3,865	2,197	0	0	
	実績額	-	5,559	3,865	2,326	-	5,536	3,967	2,339	-	5,430	3,670	865	-	4,754	3,259	△ 36	△ 36	

別紙4

5 管理の目標の達成状況（令和4年度）
（指定期間：令和2年度から令和6年度まで）

(1) 情報提供の拠点施設としての達成目標

達成目標及び業績指標	基準年 H30	目標値					達成度評価				評価比率	評価点
		R2	R3	R4	R5	R6	実績	基礎点	ウェイト	項目点		
●女性プラザの利用者総数	17,414	17,543	17,672	17,801	17,930	18,059	5,686	0	100 / 100	0	40 / 100	0

基礎点 = ((当該年度実績 - 基準年度値) ÷ (当該年度目標値 - 基準年度値)) × 10 (上限: 10点)

※小数点第1位を四捨五入。ただし、9点台の点数については、小数点以下の端数は切り捨て

(2) 女性の自主的活動の拠点施設としての達成目標

達成目標及び業績指標	基準年 H30	目標値					達成度評価				評価比率	評価点
		R2	R3	R4	R5	R6	実績	基礎点	ウェイト	項目点		
●交流フロアのミーティングスペースの延べ利用団体数	430	435	435	435	435	435	117	0	100 / 100	0	40 / 100	0

基礎点 = ((当該年度実績 - 基準年度値) ÷ (当該年度目標値 - 基準年度値)) × 10 (上限: 10点)

※小数点第1位を四捨五入。ただし、9点台の点数については、小数点以下の端数は切り捨て

(3) 女性プラザとしての達成目標

達成目標及び業績指標	基準年 H30	目標値					達成度評価				評価比率	評価点
		R2	R3	R4	R5	R6	実績	基礎点	ウェイト	項目点		
●利用者満足度の向上 (指定管理業務に関する満足度調査で満足と回答した利用者の割合)	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	87.7%	10	100 / 100	10	30 / 100	3.0

基礎点 = 当該年度実績 ÷ 当該年度目標値 × 10 (上限: 10点)

評価点合計	評価
3.0	E

(評価の区分)

評価点の合計	評価	考 え 方
10.0～9.0点	A	目標達成に向け努力が評価できる。
8.9～8.0点	B	目標達成に対し、一定程度の努力評価ができるが、一層の努力を要する。
7.9～7.0点	C	目標達成に対し更なる努力が必要で、取組み方法等の検討を要する。
6.9～5.0点	D	目標達成への課題や取組みについて検証を行い、取組みの見直し等を要する。
4.9～0点	E	業績が著しく不良であり、道が改善指示を行う。